

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小木 智彦 様 様 あて名 〒880-0804 日本国宮崎県宮崎市宮田町1 1-2 4 黒木ビル1 F		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.07.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 15P0092PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/062979	国際出願日 (日.月.年) 26.04.2016	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q50/22(2012.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社オプティム			

1. この見解書は次の内容を含む。			
<input checked="" type="checkbox"/>	第I欄	見解の基礎	
<input type="checkbox"/>	第II欄	優先権	
<input type="checkbox"/>	第III欄	新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成	
<input type="checkbox"/>	第IV欄	発明の単一性の欠如	
<input checked="" type="checkbox"/>	第V欄	PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明	
<input type="checkbox"/>	第VI欄	ある種の引用文献	
<input type="checkbox"/>	第VII欄	国際出願の欠陥	
<input type="checkbox"/>	第VIII欄	国際出願についての意見	
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。			

見解書を作成した日 13.07.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 青柳 光代	5L 4100
		電話番号 03-3581-1101 内線 3562	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1

JP 2004-171394 A (寺島 隆則)

2004. 06. 17, [0023]-[0070][0072]-[0226], 第 1-11 図

(ファミリーなし)

文献 2

JP 2015-32061 A (富士フイルム株式会社)

2015. 02. 16, [0027]-[0124], 第 1-23 図,

& WO 2015/016250 A1 & US 2016/0162641 A1, [0056]-[0166], Figs. 1-23 & EP 3029627 A1

文献 3

JP 2003-47001 A (株式会社デジタル・ファウンデーション)

2003. 02. 04, 全文, (ファミリーなし)

請求項 1, 6, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により、進歩性を有しない。

文献 1 には、救急現場で撮像した傷病者等の症状画像を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり ([0026])、救急現場で取得した傷病者の心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図情報等の生体情報を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり ([0027])、救急隊員が早期に傷病者等を受入れ可能な救急病院と情報の交換を行うことが可能であって、救急隊員が救急病院の医師から救急救命措置に関する指示を取得して、傷病者等に対して適切な初期措置を施すことが可能なものであり ([0029])、傷病者等を受入れ可能な救急病院の位置と救急車両の位置関係を表示し、救急隊員に傷病者等の搬送先の救急病院までの道順を的確に通知することが可能であり ([0030])、救急現場で撮像や音声入力等を行うヘッドセット端末、画像や心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図等の情報を表示する表示手段と通信手段とを備えた傷病者側端末、急病院や医療施設等に設けられている病院端

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

末（請求項1「オペレータ端末」に相当）を有し、救急隊員等のヘッドセット端末には、傷病者を撮像して症状画像を取得する撮像手段等を備えてよく（[0062][0064]）、ヘッドセット端末は搬送先自動選択装置、傷病者側端末、通信機器の機能を備えてもよいものであり（[0073]）、ヘッドセット端末や傷病者側端末は、救急車両内で使用してもよいものであり（[0074]）、傷病者側端末は、救急救命士等の隊員が背中に背負う構成等のウェアラブルな構成（請求項1「救急隊員に装着されたウェアラブル端末」に相当）としてもよいものであり（[0094]）、症状画像や音声情報、生体情報を通信によって他の電子機器であるヘッドセット端末、傷病者側端末等と送受信するものであり（[0098]）、病院端末（請求項1「オペレータ端末」に相当）には、緊急情報及び画像として、救急現場における全体状況と位置情報、日時情報等や、救急隊員が傷病者を診断している状況や結果、瞳孔の状態、及び心電図等の生体情報（請求項1「作業情報」等）が表示され、病院の医師は、表示されている情報を見ながら傷病者の症状を判断して、現場に居る救急隊員に対して映像又は音声による指示や指導（請求項3「指示情報」に相当）を行うことが可能となっているものであり（[0121][0127]-[0129]）、病院端末は、ヘッドセット端末又は傷病者側端末である救急現場の端末から受信した緊急情報を記録手段に記録するものであり、緊急情報として受信した傷病者の人数、症状、症状画像、音声情報、複数の生体情報をそれぞれ関連付けて、発生した事故の事件毎に1組の生体情報として記録するものであり、救急隊員の報告書作成作業を軽減することが可能であり、また、生体情報を一括して事件毎に関連付けて検索容易な状態で記録するもので、救急活動の状況や結果の詳細が保存され、詳細な救急活動の結果は、医師側の検証によって医療の質の確保に役立てるとともに、将来発生し得る救急活動のマニュアル、緊急災害時の対応マニュアルとしてトレーニングの場などで活用することが可能となるものであり（請求項4「救急隊員の行動を、画像認識して検証する行動検証手段」に相当）（[0199]-[0200]）、ヘッドセット端末には、GPS等の位置取得手段が備えられており、現在救急隊員が搭乘している救急車両の位置情報や軌跡を知ること（請求項5「通ってきた移動ルートを」「前記オペレータ端末に表示するルート表示手段」に相当）が可能である（[0081]）、システムが記載されている。

文献1には画像を共有する点については記載されていないが、段落[0098]の、症状画像や音声情報、生体情報を通信によってヘッドセット端末、傷病者側端末等と送受信する旨の記載を考慮すれば、画像を共有することは、文献1に示唆されていると言える。よって、当該構成を採用することは当業者であれば容易に想到し得たものである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2 - 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

文献 2 には、患者に対する処置が開始されたことを表す処置開始情報を受け付けた場合に、救急タイムライン情報を作成し、作成した救急タイムライン情報等を、クライアント端末である救急携帯端末、院内端末及び専門医携帯端末に配信するものであり（[0032]）、救急携帯端末は、救急隊に編成された複数の救急隊員が出動時にそれぞれ携帯する携帯端末であり（[0039]）、専門医携帯端末は、専門医が携帯する携帯端末であり、重篤な患者に対する処置のアドバイスや診療に関する見解など（請求項 3「指示情報」に相当）を救急隊員や病院の医師に提供するものであって、救急タイムライン情報及び専用タイムライン情報の閲覧と、救急タイムライン情報及び専用タイムライン情報に対するコメント入力にも利用され、入力されたコメントは、患者の診療情報として医療支援サーバに送信されるものであり（[0047]）、患者から取得される最初の診療情報を処置開始情報として受け付け、救急タイムライン情報を作成するものであり（[0102]）、救急車には、トリアージ装置、バイタルサイン測定装置、診断画像撮影装置及び車内カメラとを備えているものであり（[0030]）、患者から最初に診療情報を取得する医療機器がバイタルサイン測定装置である場合には、バイタルサイン測定装置のバイタル情報に応じて救急タイムライン情報が作成され、最初に診療情報を取得する医療機器が車内カメラである場合には、車内カメラの車内撮影データに応じて救急タイムライン情報が作成などされるものであり（請求項 2「作業情報を、救急車内に備えられた救急機器から取得する」に相当）（[0103]）、救急タイムライン情報には、救急登録情報及びステータス等により構成されているものであって、各院内端末及び各専門医携帯端末からそれぞれ受信したコメントも救急登録情報に登録されるものである（請求項 3「指示情報を、前記共有された撮像画像に表示する」に相当）（[0079]）、システムの技術を、

文献 1 に記載された、救急現場で撮像した傷病者等の症状画像を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり（[0026]）、救急現場で取得した傷病者の心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図情報等の生体情報を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり（[0027]）、救急隊員が早期に傷病者等を受入れ可能な救急病院と情報の交換を行うことが可能であって、救急隊員が救急病院の医師から救急救命措置に関する指示を取得して、傷病者等に対して適切な初期措置を施すことが可能なものであり（[0029]）、傷病者等を受入れ可能な救急病院の位置と救急車両の位置関係を表示し、救急隊員に傷病者等の搬送先の救急病院までの道順を的確に通知することが可能であり（[0030]）、救急現場で撮像や音声入力等を行うヘッドセット端末、画像や心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図等の情報を表示する表示手段と通信手段とを備えた傷病者側端末、急病院や医療施設等に設けられている病院端末（請求項 1「オペレータ端末」に相当）を有し、救急隊員等のヘッドセット端末には、傷病者を撮像して症状画像を取得する撮像手段等を備えてよく（[0062][0064]）、ヘッドセット端末は搬送先自動選択装置、傷病者側端末、通信機器の機能を備えてもよいものであり（[0073]）、ヘッドセット端末や傷病者側端末は、救急車両内で使用してもよいものであり（[0074]）、傷病者側端末は、救急救命士等の隊員が背中に背負う構成

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

等のウェアラブルな構成（請求項1「救急隊員に装着されたウェアラブル端末」に相当）としてもよいものであり（[0094]）、症状画像や音声情報、生体情報を通信によって他の電子機器であるヘッドセット端末、傷病者側端末等と送受信するものであり（[0098]）、病院端末（請求項1「オペレータ端末」に相当）には、緊急情報及び画像として、救急現場における全体状況と位置情報、日時情報等や、救急隊員が傷病者を診断している状況や結果、瞳孔の状態、及び心電図等の生体情報（請求項1「作業情報」等）が表示され、病院の医師は、表示されている情報を見ながら傷病者の症状を判断して、現場に居る救急隊員に対して映像又は音声による指示や指導（請求項3「指示情報」に相当）を行うことが可能となっているものであり（[0121][0127]-[0129]）、病院端末は、ヘッドセット端末又は傷病者側端末である救急現場の端末から受信した緊急情報を記録手段に記録するものであり、緊急情報として受信した傷病者の人数、症状、症状画像、音声情報、複数の生体情報をそれぞれ関連付けて、発生した事故の事件毎に1組の生体情報として記録するものであり、救急隊員の報告書作成作業を軽減することが可能であり、また、生体情報を一括して事件毎に関連付けて検索容易な状態で記録するもので、救急活動の状況や結果の詳細が保存され、詳細な救急活動の結果は、医師側の検証によって医療の質の確保に役立てるとともに、将来発生し得る救急活動のマニュアル、緊急災害時の対応マニュアルとしてトレーニングの場などで活用することが可能となるものであり（請求項4「救急隊員の行動を、画像認識して検証する行動検証手段」に相当）（[0199]-[0200]）、ヘッドセット端末には、GPS等の位置取得手段が備えられており、現在救急隊員が搭乗している救急車両の位置情報や軌跡を知ること（請求項5「通ってきた移動ルートを」「前記オペレータ端末に表示するルート表示手段」に相当）が可能である（[0081]）、システムに用いることは、当業者にとって容易である。